

# 労働安全衛生規則(林業用機械等関係) が改正されます ~平成26年6月1日施行~

多くの林業現場で使用されている車両系木材伐出機械及び集材装置について、労働災害の防止を図るため、新たに必要な措置が規定されました。

## 1 対象となる機械及び装置

### (1) 車両系木材伐出機械(動力を用い、不特定の場所に自走できる機械)

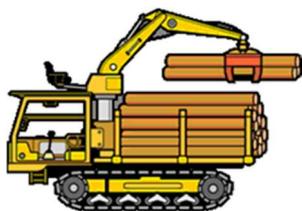
#### 伐木等機械



伐木、造材、原木等の集積を行うための機械

(例) ハーベスタ  
伐木、枝払い、玉切り及び原木等の集積を行う機械  
(その他の例) フェラバンチャ、プロセッサ、グラブソー、木材グラブ機

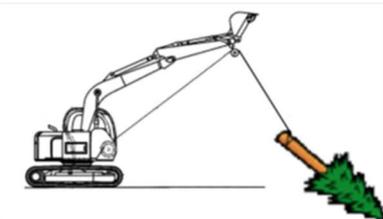
#### 走行集材機械



車両の走行により集材を行うための機械

(例) フォワーダ  
木材グラブ装置及び荷台を備え、木材グラブ装置により原木等の荷台への積載を行い、車両の走行により原木等を運搬する機械  
(その他の例) スキッド、集材車、集材用トラクター

#### 架線集材機械



動力を用いて原木等を巻き上げることにより運搬するための機械

(例) 集材ウインチ機  
ドラグ・ショベル等に単胴のウインチを備え、原木等をワイヤロープにより巻き上げて集材を行う機械  
(その他の例) タワーヤード、スイングヤード

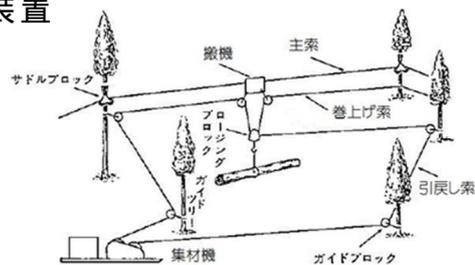
### (2) 集材装置(集材機、架線、支柱等により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、運搬する設備)

#### 簡易架線集材装置



原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備

#### 機械集材装置



空中において運搬する設備(従来の定義と同じ)

## 2 必要となる措置の概要(主なものを抜粋、詳細については裏面参照)

ヘッドガード等の設置、地形等の調査、作業計画の作成、最大使用荷重等の厳守、作業指揮者の選任等の一般的な措置

制限速度の設定、幅員の確保等の車両の転倒、逸走等の防止措置

危険箇所への立入禁止等の機械との接触、飛来落下等の防止措置

不適格なワイヤロープの使用禁止等のウインチによる作業での危険の防止措置

機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施(平成26年12月1日施行)

### 3 必要となる措置の詳細

は新設(一部改正を含む)、は既存を表します。

必要となる措置		伐木等 機械	走行集材 機械	架線集材 機械	簡易架線 集材装置	機械集材 装置等
機械・装置による作業での危険防止	<一般的な措置(注)> 前照灯の設置 運転位置にヘッドガードの設置 運転位置に防護柵等の設置 地形等の調査・記録 作業計画の作成・周知 作業指揮者の選任等 機械の移送作業での措置 搭乗の制限 最大使用荷重等の厳守 用途外使用の禁止 修理等での作業指揮者の選任等 悪天候時の作業禁止 保護帽の着用 定期自主検査の実施(1年ごと、1か月ごと)・補修 作業開始前等での点検の実施	を除く			、 、 、 を除く	、 、 、 を除く
	<車両の転倒、逸走等の防止措置> 制限速度の設定 運行経路の幅員の確保等 運転位置から離れる場合の措置 作業装置の運転位置からの離脱の禁止				、 を除く	、 を除く
	<機械との接触、飛来落下等の防止措置> 機械等との接触危険箇所への労働者の立入禁止 物体の飛来等危険箇所への労働者の立入禁止 アーム等及び支持物の下方への労働者の立入禁止					
	<伐木作業及び造材作業での危険の防止> 伐木作業前におけるかん木、つる等の除去 造材作業前における原木等の転落等の防止		-	-	-	-
	<車両の走行による集材作業での危険の防止> 原木等の積載時の荷崩れ等の防止 走行時の荷台への乗車禁止	-		-	-	-
	<ウインチによる作業での危険の防止> 安全係数を満たすワイヤロープの使用 摩耗等の不適格なワイヤロープの使用禁止 作業用スリング及びワイヤロープの点検・補修等 一定の合図及び合図者によるウインチの運転	-		はワイヤ ロープを除く	、 を除く	を除く
	<集材装置による集材作業での危険の防止> 制動装置等の設置基準 最大使用荷重等の表示 架線集材機械を集材機として用いる場合の措置 空中での運搬の禁止 その他	-	-	-		を除く、 に新設 措置あり
機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施 (平成26年12月1日施行)						

注:前照灯、ヘッドガード及び防護柵等に係る措置について、平成26年5月31日時点で製造中のもの及び使用されているものについては、平成26年11月30日まで猶予されます。

### 4 機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育 (平成26年12月1日施行)

次の業務に従事する労働者に対して、あらかじめ特別教育を実施する必要があります。

伐木等機械の運転の業務

学科教育6時間 + 実技教育6時間 = 計12時間以上

走行集材機械の運転の業務

学科教育6時間 + 実技教育6時間 = 計12時間以上

簡易架線集材装置又は架線集材機械の運転の業務

学科教育6時間 + 実技教育8時間 = 計14時間以上

機械集材装置の運転の業務(改正前から規定、計14時間以上)

このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署までお願いします。